

ワクチン・血液製剤産業タスクフォース設置要綱

平成27年12月25日
厚生労働大臣伺い定め

（設置）

第一条 今般の一般財団法人化学及血清療法研究所における事案を契機として明らかになった、ワクチン、血液製剤の安定的な供給に関する課題に対処するため、ワクチン・血液製剤産業のあり方を含め抜本的な対応を検討することを目的として、厚生労働省内に「ワクチン・血液製剤産業タスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を設置する。

（構成）

第二条 タスクフォースは、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、事務次官とする。
- 3 副本部長は、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、技術総括審議官とする。
- 4 本部員は、大臣官房審議官（健康、生活衛生担当）、大臣官房審議官（医薬担当）、大臣官房厚生科学課長、医政局経済課長、健康局総務課長、健康局健康課長、健康局結核感染症課長、医薬・生活衛生局総務課長、医薬・生活衛生局審査管理課長、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長、医薬・生活衛生局血液対策課長、大臣官房総務課訟務官、国立感染症研究所長とする。
- 5 タスクフォースに顧問を置く。顧問は外部有識者から厚生労働大臣が任命する。

（補則）

第三条 タスクフォースの庶務は、健康局健康課及び医薬・生活衛生局血液対策課において行う。

- 2 この要綱に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。